

平成 24 年 7 月 20 日

## 航空自衛隊退職者団体連絡会規約

(名称)

第 1 条 本会は、「航空自衛隊退職者団体連絡会（略称：空自OB連絡会）」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、航空自衛隊退職者としての関心事について情報を共有し、それぞれの団体が必要に応じて個別に又は協力して対応できる態勢をとること、また、各会員団体の活動内容等の情報交換を通じて航空自衛隊退職者としての絆を深めることを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- (1) 会員団体のネットワークの構成及び維持に関すること
- (2) 航空自衛隊及び会員団体の活動等の情報収集及び提供に関すること
- (3) 航空自衛隊及び航空自衛隊員に対する広範囲な協力・支援を必要とされる場合の対応に関すること
- (4) 航空自衛隊に対する会員団体からの要望事項に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(連絡会の構成)

第 4 条 本会は、主として航空自衛隊退職者で構成する団体で第 8 条第 1 項により本会への入会を届け出た団体（以下、会員団体という）及び第 6 条に規定する事務局により構成する。

(会員団体の地位及び活動)

第 5 条 会員団体は、相互に対等の関係とする。

- 2 第 3 条(1)及び(2)を除く活動への参加については、それぞれの会員団体の判断による。
- 3 会員団体は、会員団体の活動状況、航空自衛隊に対する航空自衛隊退職者としての要望事項、本会の運営に関する意見等を、事務局に適宜通知することができる。
- 4 本会は、会員団体の固有の活動を制約しない。

(事務局及び事務局役員)

第 6 条 本会は、事務局を「航空自衛隊退職者団体つばさ会事務所（東京都）」内に置く。

- 2 事務局は、第3条に定める事業を行うための総務、企画、広報、ホームページ掲載等に関する業務を行う。
- 3 事務局に、事務局長及び事務局役員数名を置く。
- 4 事務局長の任期は2年とし、会員団体の信任を受けるものとする。

(会の運営のための要員、経費等)

第7条 事務局運営に必要な要員、経費等は、航空自衛隊退職者団体つばさ会の支援を受ける。

- 2 前項に定める支援を除き、会員団体からは事務局運営のための経費を徴収しない。

(入会手続、退会手続等)

第8条 本会に入会しようとする団体は、入会届(別紙様式第1)を事務局長に送付するものとする。

- 2 本会を退会しようとする団体は、退会届(別紙様式第2)を事務局長に送付するものとする。
- 3 会員団体は、会員団体の代表者及び指定連絡先の変更があった場合、事務局に通知するものとする。

(会則の変更)

第9条 この規約を変更しようとするときは、会員団体の過半数の同意を得なければならない。

(細則の設定)

第10条 この規約に定めるもののほか、事務局運営に必要な事項は、事務局長が別に定めることができる。

附則 この規約は、平成24年7月20日から施行する。

期日〇〇.〇〇.〇〇

航空自衛隊退職者団体連絡会事務局長 殿

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 航空自衛隊退職者団体連絡会入会届

航空自衛隊退職者団体連絡会規約に同意し、航空自衛隊退職者団体連絡会に入会します。

代表者連絡先 住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

Eメールアドレス \_\_\_\_\_

指定連絡先（\*通信連絡費節約のため、Eメールアドレス保有者を必ずご指定ください。上記代表者が兼ねる場合は、記入不要です。）

役職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

Eメールアドレス \_\_\_\_\_

会のホームページ・アドレス（URL）（\*ホームページを開設している場合）

\_\_\_\_\_

備考1 ご記入いただいた個人情報は、本会運営のためのみの使用に限定します。

2 差しさわりがなければ、貴団体の会員数（概数で構いません）をご記入ください。  
会員数 約 \_\_\_\_\_ 名

期日〇〇.〇〇.〇〇

航空自衛隊退職者団体連絡会事務局長 殿

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 航空自衛隊退職者団体連絡会退会届

航空自衛隊退職者団体連絡会を退会します。

宜しければ、退会理由をご記入ください。

---

---

---

---